

# 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金について

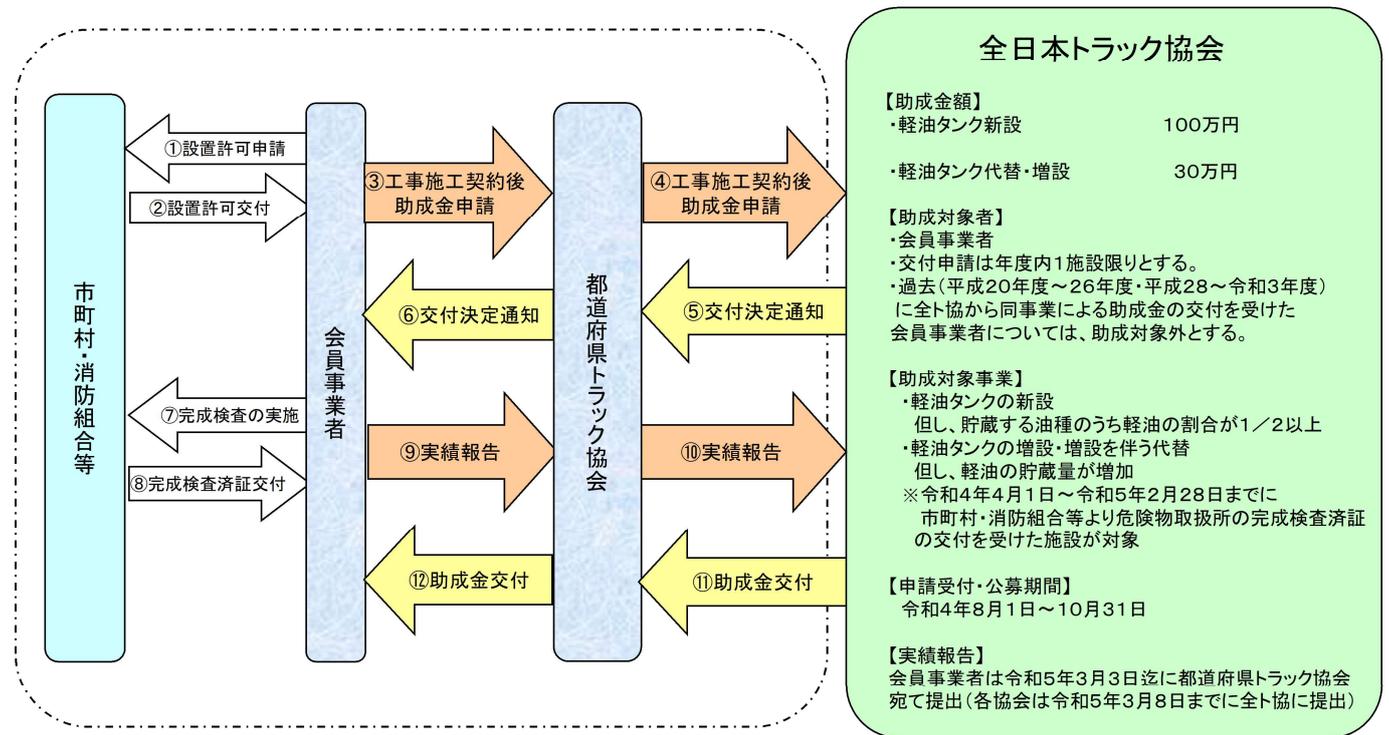
燃料の安定的な確保に取り組む（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会员の（ア）に限る。）が自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）を行う場合、その費用の一部を助成いたします。

- ①「自家用燃料供給施設整備に必要な資金」は、全日本トラック協会が行う「燃料費対策特別融資」の対象となりますので併せてご検討下さい。
- ②トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会の方は、直接全日本トラック協会へ申請して下さい。

1. 主な助成要件	指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替えを行い、 <u>令和4年4月1日～令和5年2月28日</u> までに市町村（又は各地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了（支払い完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。）するもの。
2. 助成対象者	（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会员の（ア）に限る。） ※トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会は、 <u>直接全日本トラック協会へ申請して下さい。</u>  注1）交付申請は年度内1施設限りとする。 注2）過去（平成20年～26年度、平成28年度～令和3年度）に（公社）全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。
3. 助成金額	・ 軽油供給施設の新設 <b>100万円</b> ・ 軽油専用タンクの増設 <b>30万円</b>  ※ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。
4. 公募期間	<u>令和4年8月1日（月）～10月31日（月）</u> ※ただし、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。
5. 申込方法	所定の申込書に必要書類を添付し公募期間内に申し込むこと。 （申込書は鹿児島県トラック協会、全日本トラック協会ホームページからもダウンロードできます）  詳細は、次ページをご覧ください。
6. 申込・お問合せ先	（公社）鹿児島県トラック協会 経理課 TEL：099-261-1167
7. その他	その他の詳細事項は、全日本トラック協会の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱実施細目」の定めるところによる。

## ◆スキーム図

令和4年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図(会員事業者)



## ◆交付申請時・実績報告時必要書類

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請時・実績報告時必要書類

	必要書類	会員事業者	協同組合・連合会
交付申請時	様式1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」	○	
	様式3「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書(組合・連合会用)」		○
	全部事項履歴証明書等、組合事業概要がわかる資料(組合案内等)、組合員名簿		○
	「施設工事契約書」または「注文書及び注文請書」、「割賦販売契約書」の写し(金額内訳明細書添付)	○	○
	危険物取扱所の設置許可申請書および設置許可書の写し(増設の場合は、変更許可申請書および変更許可書の写し)	○	○
	様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」	○	○
実績報告時	様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」	○	
	様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書(組合・連合会用)」		○
	施設整備に伴う図面等の写 ア 危険物取扱所の全体概要図	○	○
	イ 危険物取扱所の全体平面図(タンク容量油種を記載したもの)	○	○
	ウ 危険物取扱所全体の立面図	○	○
	エ 危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図	○	○
	施設工事費用請求書および明細書の写し(明細書は申請時提出済みで請求金額に変更なければ省略可)	○	○
	領収書(割賦の場合は「賦払金明細表」)	○	○
危険物取扱所の完成検査済証の写し	○	○	
工事施工前、施工中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)	○	○	

交付申請時…※別途、社会保険加入についての「誓約書」が必要です。